

# 香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート (豚肉)

2024年3月  
香港輸出支援プラットフォーム

# 目次

---

<b>1. 香港の市場動向</b>	<b>.....2</b>
① 近年の豚肉の輸入動向	..... 2
② 2023年の動向（速報）	..... 5
③ 香港における豚肉の価格	..... 6
<b>2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）</b>	<b>.....7</b>
① 品目の定義	.....7
② 輸入規制	.....7
③ 食品関連の規制	.....10
④ 輸入手続き	.....19
⑤ 輸入関税等	.....22
⑥ その他	.....22
<b>3. 現地事業者の評価、要望等</b>	<b>.....23</b>
① 現地事業者等の声	.....23
② 豚肉関係のイベント等	.....25

# 1. 香港の市場動向

## ① 近年の豚肉の輸入動向

- 豚肉の輸入額は2018年からの4年間で約2倍に増加するも、構成比は2%。
- ブラジル産などの安価な豚肉が主流となっている。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		円換算 (億円)	前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額
ブラジル	111,750	1,812,965	99,764	1,701,614	112,189	2,140,856	113,594	2,161,398	84,848	1,544,487	265.8	-25.31%	-28.54%	48.42%	31.99%
中国	38,705	1,334,521	26,111	976,112	13,151	613,677	20,115	916,545	34,140	1,339,917	230.6	69.72%	46.19%	19.48%	27.75%
オランダ	17,314	388,351	16,639	415,343	15,528	431,669	19,377	483,374	16,165	439,553	75.6	-16.58%	-9.07%	9.23%	9.10%
ベトナム	9,186	281,268	11,587	420,038	4,216	215,053	4,889	307,929	7,131	334,128	57.5	45.88%	8.51%	4.07%	6.92%
スペイン	9,646	235,976	4,191	176,016	6,588	319,113	5,596	294,844	5,240	281,770	48.5	-6.35%	-4.43%	2.99%	5.84%
ポーランド	9,759	145,782	9,538	130,365	11,707	256,337	13,651	315,206	9,016	224,803	38.7	-33.96%	-28.68%	5.15%	4.66%
米国	29,762	532,175	10,981	231,091	12,139	261,402	5,248	169,765	2,783	133,017	22.9	-46.98%	-21.65%	1.59%	2.76%
<b>日本</b>	<b>539</b>	<b>50,381</b>	<b>623</b>	<b>51,216</b>	<b>1,008</b>	<b>78,348</b>	<b>1,104</b>	<b>98,664</b>	<b>1,069</b>	<b>104,049</b>	<b>17.9</b>	<b>-3.17%</b>	<b>5.46%</b>	<b>0.61%</b>	<b>2.16%</b>
ドイツ	11,556	170,641	3,522	45,173	12,316	195,319	34,079	545,975	5,415	104,009	17.9	-84.11%	-80.95%	3.09%	2.15%
ロシア	0	0	300	3,872	4,542	101,306	3,460	87,178	2,094	42,993	7.4	-39.48%	-50.68%	1.19%	0.89%
<b>全体</b>	<b>250,390</b>	<b>5,282,524</b>	<b>200,610</b>	<b>4,639,630</b>	<b>228,337</b>	<b>5,929,794</b>	<b>244,609</b>	<b>6,286,817</b>	<b>175,219</b>	<b>4,827,865</b>	<b>830.9</b>	<b>-28.37%</b>	<b>-23.21%</b>	<b>100.00%</b>	<b>100.00%</b>

出所：香港統計局

SITC 01221 - MEAT OF SWINE, FRESH OR CHILLED, SITC 01222 - MEAT OF SWINE, FROZEN

日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

# 1. 香港の市場動向

## ① 近年の豚肉の輸入動向（続き）

□ 冷凍が太宗を占めるが、日本産はいずれの割合も低い状況。

### 豚肉（生鮮・冷蔵）の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
タイ	88	3,370	3,837	132,589	19,182	799,482	11,404	492,973	720	33,079	-93.69%	-93.29%	3.37%	4.29%
中国	5,421	148,656	7,411	254,637	2,829	92,286	8,142	300,780	18,704	623,471	129.71%	107.28%	87.44%	80.80%
オーストラリア	317	17,770	721	36,930	2,944	135,006	1,819	89,324	684	40,569	-62.38%	-54.58%	3.20%	5.26%
<b>日本</b>	<b>38</b>	<b>2,978</b>	<b>47</b>	<b>3,806</b>	<b>68</b>	<b>10,563</b>	<b>71</b>	<b>10,439</b>	<b>8</b>	<b>913</b>	<b>-89.04%</b>	<b>-91.25%</b>	<b>0.04%</b>	<b>0.12%</b>
<b>全体</b>	<b>9,809</b>	<b>276,657</b>	<b>15,850</b>	<b>537,878</b>	<b>30,746</b>	<b>1,205,755</b>	<b>25,622</b>	<b>1,038,141</b>	<b>21,391</b>	<b>771,592</b>	<b>-16.51%</b>	<b>-25.68%</b>	<b>100.00%</b>	<b>100.00%</b>

### 豚肉（冷凍）の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
ブラジル	108,632	1,812,965	97,447	1,701,614	110,565	2,140,856	112,387	2,161,398	84,720	1,544,487	-24.62%	-28.54%	55.07%	38.08%
中国	33,284	1,185,865	18,701	721,475	10,322	521,391	11,973	615,765	15,436	716,446	28.93%	16.35%	10.03%	17.66%
オランダ	17,290	387,687	16,416	407,829	14,189	388,192	18,331	445,182	16,046	435,918	-12.46%	-2.08%	10.43%	10.75%
<b>日本</b>	<b>501</b>	<b>50,381</b>	<b>576</b>	<b>51,216</b>	<b>940</b>	<b>78,348</b>	<b>1,032</b>	<b>98,664</b>	<b>1,061</b>	<b>104,049</b>	<b>2.74%</b>	<b>5.46%</b>	<b>0.69%</b>	<b>2.57%</b>
<b>全体</b>	<b>240,581</b>	<b>5,005,867</b>	<b>184,760</b>	<b>4,101,752</b>	<b>197,591</b>	<b>4,724,039</b>	<b>218,988</b>	<b>5,248,676</b>	<b>153,829</b>	<b>4,056,273</b>	<b>-29.75%</b>	<b>-22.72%</b>	<b>100.00%</b>	<b>100.00%</b>

# 1. 香港の市場動向

## ① 近年の豚肉の輸入動向（続き）

□ 加工食品についても、日本産の割合もまだ低い状況。

### 豚肉の加工品の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	23,585	1,152,588	15,484	698,808	11,985	563,577	12,549	590,574	9,117	356,516	-27.35%	-39.63%	38.87%	47.42%
台湾	853	41,500	957	46,499	1,350	64,490	1,477	74,062	1,884	86,511	27.54%	16.81%	8.03%	11.51%
ブラジル	7,506	171,631	8,985	188,707	9,454	177,603	10,481	170,029	6,322	63,089	-39.68%	-62.90%	26.95%	8.39%
米国	5,009	119,251	3,088	86,399	2,095	72,950	1,795	73,212	1,456	59,525	-18.85%	-18.70%	6.21%	7.92%
マレーシア	571	70,429	346	48,819	145	21,719	337	49,078	337	52,610	0.20%	7.20%	1.44%	7.00%
タイ	424	27,386	357	24,282	1,228	41,160	638	28,892	328	23,182	-48.52%	-19.76%	1.40%	3.08%
シンガポール	42	2,673	43	5,959	153	11,955	136	15,046	141	21,191	4.20%	40.84%	0.60%	2.82%
<b>日本</b>	<b>647</b>	<b>20,614</b>	<b>724</b>	<b>26,194</b>	<b>922</b>	<b>31,944</b>	<b>782</b>	<b>26,647</b>	<b>281</b>	<b>16,908</b>	<b>-64.05%</b>	<b>-36.55%</b>	<b>1.20%</b>	<b>2.25%</b>
韓国	48	4,437	75	3,967	506	24,456	428	21,200	392	16,511	-8.29%	-22.12%	1.67%	2.20%
ベトナム	83	3,374	898	11,932	906	12,483	85	4,597	265	11,987	210.03%	160.76%	1.13%	1.59%
<b>全体</b>	<b>98,119</b>	<b>2,595,032</b>	<b>69,978</b>	<b>1,794,364</b>	<b>63,605</b>	<b>1,595,741</b>	<b>44,475</b>	<b>1,300,576</b>	<b>23,459</b>	<b>751,852</b>	<b>-47.25%</b>	<b>-42.19%</b>	<b>100.00%</b>	<b>100.00%</b>

HS16024910 : OF MEAT, MEAT OFFAL OR MIXTURES OF SWINE, PREPARED ORPRESERVED, NESOI, NOT CANNED (94 KG)

※豚カツ、ミートボールを含む

# 1. 香港の市場動向

## ② 2023年の動向（速報）

- 1月～4月の厳しいコロナ規制（飲食店営業は18時まで等）があった2022年と比較すると、2023年前半は中国との人の交流の正常化も含めたコロナ規制の緩和が大幅に進み、香港内の状況は改善傾向にあった。
- しかしながら、中国との人の交流正常化で深圳（香港と繋がっている中国南部）に週末等で気軽に行く香港人が増える一方で、中国の景気状況や香港の物価高等もあり香港を訪れる中国人がコロナ前よりも大幅に少ない状況が続き、香港内での消費が全体として弱い状況となっている。
- 2024年は中国の景気回復や、香港を訪れる旅行客がどこまでコロナ前の水準まで戻るかが重要。
- 豚肉については、北海道以外の都道府県がワクチン接種済みのため、唯一輸入可能な北海道産に対するバイヤーのニーズが増加している。

日本から香港への輸出額

	2023年	対前年比
農林水産物・食品全体	2,365億円	+13.4%
うち豚肉	20億円	+6.3%

# 1. 香港の市場動向

## ⑤ 香港における豚肉の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
豚肉	600g	48.00	不明	現地系	該当なし
豚肉 バラ	100g	28.80	米国	現地系	富裕層
鹿児島黒豚 ロースステーキ	100g	75.00	日本	現地系	富裕層
薄切りの豚肉	1個	49.00	日本 (北海道)	現地系	ローワーミドル
豚肉のミンチ	1個	32.00	日本 (北海道)	現地系	ローワーミドル
豚ロースのステーキ	1個	49.00	日本 (北海道)	現地系	ローワーミドル

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ① 品目の定義

今回定義する豚肉のHSコード

0203.11 : 豚の肉－生鮮のものおよび冷蔵したもの－枝肉および半丸枝肉

0203.12 : 豚の肉－生鮮のものおよび冷蔵したもの－骨付きのもも肉および肩肉ならびにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る）

0203.19 : 豚の肉－生鮮のものおよび冷蔵したもの－その他のもの

0203.21 : 豚の肉－冷凍したもの－枝肉および半丸枝肉

0203.22 : 豚の肉－冷凍したもの－骨付きのもも肉および肩肉ならびにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る）

0203.29 : 豚の肉－冷凍したもの－その他のもの

### ② 輸入規制

#### 1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

香港政府が求める条件を満たす施設として厚生労働省が認定した施設で、と畜・解体から分割までが一貫して行われた豚肉のみが、香港食物環境衛生署（FEHD）により輸入が認められます。

なお、生肉入り冷凍ギョーザ、生肉入りハンバーグなどについては、一般加工食品の扱いになるため、認定施設での処理は必要ありません。

[香港向けの生肉を含む畜産加工品の輸入運用が変更\(香港\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/press/2022/07/07_01.html)

また、食物環境衛生署（FEHD）によると、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの豚肉加工品についても一般加工食品の扱いになるため、認定施設での処理は必要ありません。詳細は輸入事業者にも確認してください。



## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ② 輸入規制（続き）

#### 1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）（続き）

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸入される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、放射性物質検査を行い、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明する政府機関発行の証明書が必要です。

[香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

豚熱の発生に伴い、豚熱発生都道府県および豚熱ワクチン接種都道府県以外で生産、処理されたもの、ワクチン接種豚を受け入れていない輸出施設で処理されたものについてのみ、輸入が受け入れられています。

[豚熱の発生に伴う豚肉等の輸出停止・再開について：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

#### 2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

日本から香港に豚肉を輸出する際には、厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された食肉衛生証明書および輸出検疫証明書の取得が必要です。

（認定施設リスト：[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）

（輸出検疫証明書：[偶蹄類の畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）

#### 3. 動植物検疫の有無

日本から香港に豚肉を輸出する場合、厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、地域ごとに指定された食肉衛生検査所の発行する食肉衛生証明書および動物検疫所が発行する輸出検疫証明書の取得が必要です。

（手続きの詳細：[輸出畜産物の検査手続：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）

（認定施設リスト：[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）

（輸出検疫証明書：[偶蹄類の畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ② 輸入規制（続き）

#### 4. その他の関連リンク

##### 関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

##### 根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸入獵獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）（英語）](#) / [（ジェトロ仮訳）](#)

##### その他参考情報

[農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に関する最新情報」（Latest update on Import Control on Japanese Food \(as at 2021\)）（英語）](#)

[厚生労働省「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」](#)

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制

#### 1. 食品規格

ここで述べられている以外の特別な食品規格の設定はありません。包装済み食品についてはコーデックス（CODEX）食品規格にあるように食品の成分とその添加物について適切に表示しなければなりません。

#### 2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬の規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。（[Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）

食肉内に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

また、食用動物（Food Animal）に関しては、「公衆衛生規則（動物および鳥類）（残留化学物質）」（Cap. 139N Public Health (Animals and Birds) (Chemical Residues) Regulation）に従い、同法の（1）Schedule1に含まれる物質を含む動物、（2）Schedule 2に示された基準値を超える物質を含む動物を輸入することはできません。

（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）  
（[Cap. 139N PUBLIC HEALTH \(ANIMALS AND BIRDS\) \(CHEMICAL RESIDUES\) REGULATION \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 3. 重金属および汚染物質

##### 【重金属規制】

2019年11月より施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulation 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

[s220182223113 \(gld.gov.hk\)](https://www.gld.gov.hk/s220182223113)（[ジェット口仮訳](#)）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせ、および含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。

[Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/metal-guidelines-eng.pdf)（[ジェット口仮訳](#)）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

豚肉における「特定金属」の含有上限量は次ページのとおりです。ただし、前述のとおり、その他の食品と組み合わせた「複合食品」に該当する場合は基準値が変化するため、関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 3. 重金属および汚染物質（続き）

##### 【重金属規制】（続き）

豚肉における特定金属の含有上限量

特定金属	特定食品	含有上限量（mg/kg）
アンチモン	畜産動物の肉	1
ヒ素（総ヒ素として）	畜産動物の肉	0.5
	畜産動物の食用内臓	0.5
カドミウム	豚肉	0.05
	豚の肝臓	0.5
	豚の腎臓	1
クロム	畜産動物の肉	1
鉛	豚肉	0.1
	豚の食用内臓	0.5
水銀（総水銀として）	畜産動物の肉	0.05
	畜産動物の食用内臓	0.05

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 3. 重金属および汚染物質（続き）

##### 【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）の Schedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

[\(Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)\)](#)（[ジェトロ仮訳](#)）

2021年7月14日に、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。豚肉に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください。

[\(s22021252386 \(legco.gov.hk\)\)](#)（[ジェトロ仮訳](#)）

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

[\(香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

[\(香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)\)](#)

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
アフラトキシンB1	乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳およびフォローアップミルク	0.1μg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外のすべての食品	0.1μg/kg
アフラトキシン総量（アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合計）	調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツおよびピスタチオ	15μg/kg
	調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツおよびピスタチオから製造された食品	15μg/kg
	香辛料	15μg/kg
	その他の食品	10μg/kg
メラミン	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	0.15μg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品	1mg/kg
	その他のすべての食品	2.5mg/kg



## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

（[香港における食品添加物の規制状況（2014年3月）](#) | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ ([jetro.go.jp](http://jetro.go.jp))

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H coloring Matter in Food Regulations）で、生鮮、冷蔵および冷凍の豚肉については、Cap.132H第4条により、原則として着色料の使用は認められていません。豚肉加工品で使用可能な着色料はSchedule 1を参照してください。また、天然色素については、同規則には掲載されていませんが一部は使用が認められています。その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

（[Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）  
（[即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](#)）

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）のScheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。

（[Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

食品保存料に関しては「食品保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）のSchedule 1に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

（[Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

それ以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていません。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売業者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければなりません。

#### 5. 食品包装（食品容器の品質または基準）

なし



## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 6. ラベル表示

日本からの輸出に際しては「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」に従い、都道府県知事から同別添4「不正防止の基準」を満たす検印を受けたうえで、厚生労働省の生活衛生・安全部長の承認を得なければなりません。  
([厚生労働省「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」](#))

豚肉（包装済み）のラベル表示は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」（以下、表示規則と表記）により規制されています。次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。  
([詳細次ページ](#))  
([Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#))  
([ジェトロ仮訳](#))

- (1) 食品名
- (2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
- (3) 賞味期限または消費期限
- (4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5) 製造業者または包装業者の名前と住所
- (6) 数量、重量または容量
- (7) 栄養成分

なお、柔らかく加工した肉（Tenderized Meat）については、包装容器または肉そのものに英語の大文字で“TENDERIZED MEAT”および漢字で「加工製嫩肉類」との記載・貼付が必要です。

表示またはラベル貼付規制の免除は、表示規則の付表4「付表3の規定を免除される項目」で確認してください。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能です。

([加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#))

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 6. ラベル表示（続き）

##### (1) 食品名

##### (2) 材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- ・ 原材料 : 重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- ・ アレルギー性物質 : グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- ・ 添加物 : コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

##### (3) 賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある  
例: Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳: 2016年10月1日（中国語）

##### (4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

##### (5) 製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

###### a. 次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

- 原産国
- 香港における販売業者や商標所有者の名称
- 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

###### b. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

###### c. 次の (i) および (ii) を満たす場合

- 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている
- コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

###### d. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 6. ラベル表示（続き）

##### (6) 数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）

[（Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

[（Cap. 214 Metrication Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

##### (7) 栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。

[（Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

#### 7. その他

生鮮、冷蔵および冷凍の豚肉を輸出する際には、厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された衛生証明書などの取得が必要です。

[（アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)）](#)

豚肉加工品については、食品衛生に関する規制はありません。サンプル検査に関しては香港食品安全センター（CFS）の食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

[（Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)）](http://cfs.gov.hk)

また、問題や事故の起きた食品や農水産物について、その流通経路をさかのぼった追跡・確認を可能にするため、食品輸入業や食品卸売業を行うすべての者に対し、香港食物環境衛生署（FEHD）への登録を義務付けた食物安全条例（Food Safety Ordinance）が、2011年に施行されました。事業者には本条例の順守が求められています。ただし、FEHDに香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

[（Cap. 612 Food Safety Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ④ 輸入手続き

#### 1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

冷凍または冷蔵の豚肉（食用肉類）を輸入するためには「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations）によって、事前に香港食物環境衛生署（FEHD）から輸入ライセンスを取得する必要があります。このライセンスは香港食品安全センター（CFS）に登録した輸入業者のみに発行されます。登録する際には、事業登録証明書（Business Registration）、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書（Certificate of Incorporation）など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書（Application for Registration as Food Importer / Food Distributor）を提出する必要があります。

[（Cap. 132AK Imported Game, Meat, Poultry and Eggs Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)  
（[ジェトロ仮訳](#)）

また、「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations）のRegulation 4（1）（a）において輸入業者は、日本から食肉を輸入する際には、食品環境衛生局長が認めた発行機関の各種証明書（豚肉については厚生労働省が発行した食品衛生証明書および動物検疫所が発行した輸出検疫証明書）とともに輸入することが義務付けられています。

[（Guide to Import of Game, Meat, Poultry and Eggs into Hong Kong \(cfs.gov.hk\)）](http://cfs.gov.hk)

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ④ 輸入手続き（続き）

#### 2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入ライセンス（冷凍および冷蔵の食用肉類の場合）、香港食物環境衛生署（FEHD）が認定する日本で発行された食肉衛生証明書、輸出国の管轄権を有する当局（日本の場合は動物検疫所）によって発行された輸出検疫証明書が必要となります。

また、輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・衛生証明書、輸出検疫証明書
- ・5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）については、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書など

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ④ 輸入手続き（続き）

#### 3. 輸入時の検査・検疫

香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

（[Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)](#)）

（[Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](#)）

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸出される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、輸入時に香港側で全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分されます。

ただし、上記5県以外の産地、ならびにこれら5県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査については2021年1月1日から一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行しました。

また、香港側での動物検疫はありません。ただし、生体を輸入する場合は、基本的に衛生証明書の提出および文錦渡動物検査所（Man Kam To Animal Inspection Station）での検疫検査を受ける必要があります。また、香港に輸入されるあらゆる製品に共通して、輸入時のランダム検査の対象となる可能性があります。

## 2. 豚肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ④ 輸入手続き（続き）

#### 4.販売許可手続き

「食品事業規則」により、レストランや店舗の営業には食品事業ライセンスの取得が必要です。生鮮、冷蔵および冷凍の豚肉を販売する場合、食物環境衛生署（FEHD）署長に申請し、生鮮食料品店の販売ライセンスを取得する必要があります。また、生食用の肉を販売する場合、制限付食品の販売許可証も取得する必要があります。

（ [Guide on Types of Licences Required \(feh.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/types) ）

（ [Guide to Application for Licences \(feh.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/application) ）

### ⑤ 輸入関税等

#### 1.関税

なし

#### 2.その他の税

なし

### ⑥ その他

なし



### 3. 現地事業者の評価、要望等

#### ① 現地事業者等の声

事業者の要望等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 中間業者のマーヅンを省くために日本国内のサプライヤーとの直接取引を実現したい。日本産の豚肉価格は、スペイン産イベリコ豚の市場価格 1 KG 当たり HK\$150 からHK\$180(おおよそ 2,700 円から 3,240 円)を超えられない状況。—G 社 (非日系 食肉輸入・卸)</li><li>○ 北海道産を輸入しているが供給量が足りない。最近では日本産豚肉の美味しさに対する理解が広がり、よく売れている。—T 社 (非日系 食品輸入・卸)</li><li>・ 牛肉は特別なものとの認識がある一方で、豚肉は経済肉として他国産が中心となる。黒豚など高くてもというニーズがあるものもある。</li><li>・ 豚熱で輸入できない産地が多すぎる。</li></ul>
---------	--

- 令和3年度輸出先国・地域における現地の体制強化委託事業 (プラットフォーム支援員による現地の体制強化) から抜粋
- ・ ジェトロ香港のヒアリング等



### 3. 現地事業者の評価、要望等

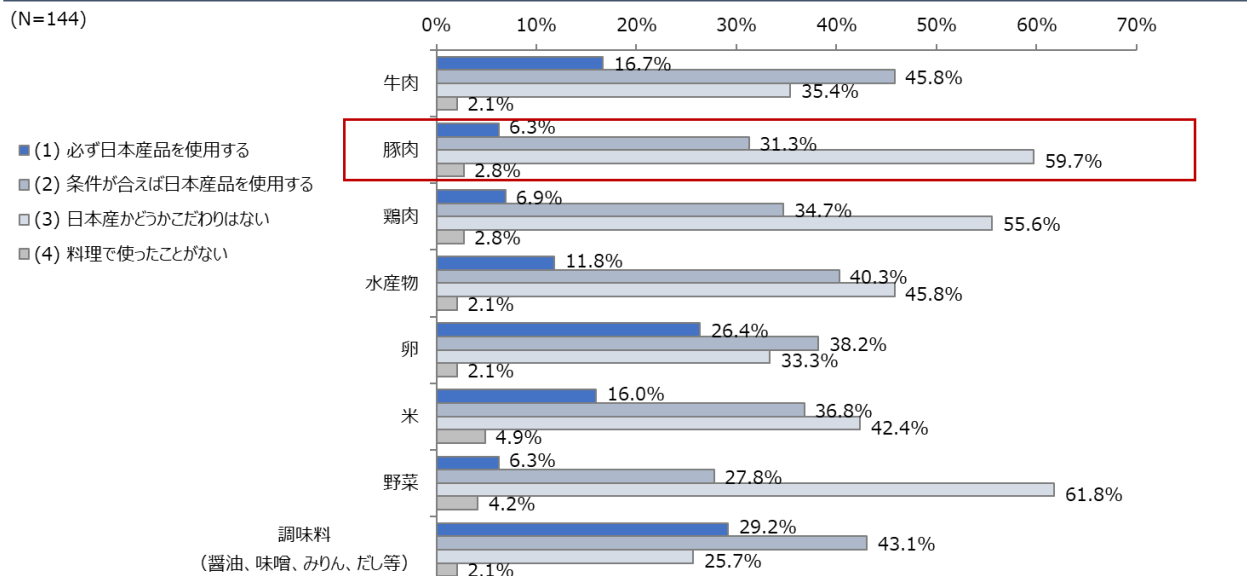
#### ① 現地事業者等の声（続き）

<p>(参考) 香港人消費者の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産のイメージは良いものの、牛肉と比較して、自宅で日本産品を食べる人の割合が少ない。</li> <li>・実は豚肉こそ他国産との差が大きいと感じるが、そこに気付いている人が少ないように思う。</li> <li>・日本食を作る際に豚肉を日本産にこだわる人は約4割（下図参照）。</li> <li>・FAOSTATによると、香港の一人当たり豚肉消費量は55.24kgで、日本の21.33kgより遥かに多い。（PigMeat）</li> </ul>
---------------------------	--

「(1)日本産品を必ず使用する」「(2)条件が合えば日本産品を使用する」と答えた割合は、調味料（72%）、卵（65%）、牛肉（63%）の順で高く、最もこだわらないものは野菜（34%）と豚肉（38%）であった

※ジェトロ香港のヒアリング等

Q. 日本食を作る際に使用する各食材の産地に関して、日本産を使用するこだわりについて当てはまるものを選んでください



※2022年7月消費者アンケート  
(ジェトロ香港が外部機関に委託)

### 3. 現地事業者の評価、要望等

---

#### ② 豚肉関係のイベント等

- 日本産豚肉に明日はある-次なる市場を作る

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/agriportal/platform/pdf/pf\\_hkg\\_2209.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/pdf/pf_hkg_2209.pdf)

- 和牛や水産物の試食会に現地バイヤーが集結、商談も実施

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/2283c3d8e2d62fb4.html>

※ 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム（香港）のカントリーレポート・ビジネス短信から抜粋

- アジア6カ国・地域及び米国における農林水産物・食品8品目についての流通実態及び消費者動向（JFOODO）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfoodo/archive/research/eight\\_items/4-1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/archive/research/eight_items/4-1.pdf)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfoodo/archive/research/eight\\_items/4-2\\_2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/archive/research/eight_items/4-2_2.pdf)

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。